

生徒心得

本校生徒は次の心得を守り、自ら学ぶ意欲と正しい判断力を養い、将来有為な社会人となるよう努力しなければならない。

1 校内

- (1) S H R開始10分前までに登校すること。
- (2) 遅刻、早退、欠課の場合は、H R担任又は教科担任にその事由を告げ、許可を得ること。
- (3) 始業合図とともに、静かに授業の態勢をとること。
- (4) 登校後は下校時まで外出してはならない。やむを得ず外出するときは、H R担任等から許可を得ること。
- (5) 職員、来訪者に会ったときは、あいさつ、会釈をすること。
- (6) 室内ではオーバー、コート、マフラー、手袋などを着用しないこと。
- (7) 授業以外で学校の施設や校具を使用する場合は、教職員の指示のもとで使用すること。

2 校外

- (1) 外出する際は行き先と帰宅時間を保護者に告げること。
- (2) 夜間外出は午後10時までを原則とする。但し冬季は午後9時までとする。
- (3) 外泊及び旅行は所定の手続きによって学校の承認を得ること。

3 整容

- (1) 整容は端正、清潔を心がけ、装飾品（ピアス等）・化粧は禁止する。
- (2) 制服は男女共本校指定のものを着用する。（詳細は別紙による。）
夏服装は6月1日から9月30日までとする。
- (3) 頭髪はさわやかな整髪を心がけ、パーマメントをかけたたり、染色、脱色をしないこと。（詳細は別紙による。）
- (4) 登下校時、冬季上着の上に着用してよいものは、オーバー、コート等とする。
- (5) やむを得ず異装する場合は所定の手続きをして許可を得ること。

4 所持品

- (1) 校内では金銭や貴重品の管理に十分注意すること。
- (2) 所持品には記名すること。
- (3) 学習上不必要なものは持参しないこと。
- (4) 拾得物や遺失物があった場合、また盗難にあった場合は直ちにH R担任等に届けること。

5 欠席、忌引

- (1) 欠席しなければならないときは、保護者を通して学校に連絡をすること。
- (2) 病欠が長期（1週間以上）にわたる場合は医師の診断書を添えて所定の用紙（欠席届）で届け出ること。
- (3) 忌引は次を原則とする。

ア. 父母	7日以内
イ. 祖父母兄弟姉妹	3日以内
ウ. 曾祖父母、伯叔父母	1日
エ. 従兄弟、甥、姪	1日

6 集会等

- (1) 生徒は学校で指定する以外の大会や集会に出たり、または掲示、伝達、宣伝等を行う場合には、事前に学校に届け出て承認を得ること。
- (2) 校内での選挙活動は禁止する。

7 交友関係

- (1) 交際は健全なものとし、不良交友に陥る交際は避けるようにすること。
- (2) 異性との交際は特に慎重にし、節度を重んじること。

8 情報端末の利用に関する心得

情報端末（インターネットに接続可能な端末、スマートフォン等）を利用するときは、以下の利用心得を守ること。（スマートフォンの校内利用については別紙による。）

- (1) ネットワークの向こう側には人間がいることをいつも考慮し、軽率な発言や他者を誹謗中傷したり、さげすむような発言をしてはならない。
- (2) 他者の著作権、プライバシーを侵害するような行為をしてはならない。
- (3) 情報の発信に際しては、自分で責任のもてる内容に限って行うこと。
- (4) 高校生にふさわしくない情報へのアクセスを禁止する。
- (5) 使用権のない情報端末への侵入など不正な行為を行ってはならない。
- (6) 他人のアカウントでネットワークを利用してはならない。また、自分のアカウントを他人に利用させてはならない。
- (7) ネットワークの正常な運用を妨害するような行為をしてはならない。
- (8) ネットワーク上の情報については、正しいものであるかをよく判断し、デマやチェーンメールに乗らない。
- (9) ネットワーク上で、誹謗中傷などの被害を受けたり、問題が発生したときにはすみやかにHR担任等に報告する。

9 願出及び届出

次の項目に該当するときは、事前に許可願いや届け出用紙をHR担任等から受け取り、必要事項を記入して提出し、承認を得ること。

- (1) 旅行許可願
- (2) 外泊許可願
- (3) 通年アルバイト申請願
- (4) アルバイト許可願
- (5) 自転車通学許可願
- (6) 自動車学校入校許可願
- (7) 紛失・盗難届

10 注意事項

- (1) 高校生の本分をよく自覚し、学校の名を汚すような行為をしないこと。
- (2) 校舎や校具を破損、または汚損しないこと。
- (3) 学校内での情報端末の使用は定められた時間・場所を除いては禁止する。
- (4) 交通法規を遵守し、交通違反をしないこと。
- (5) 電車、バス等に乗車する場合は、その規則や公衆道徳を守り、また係員の指示に従うこと。
- (6) 飲酒喫煙をしないこと。
- (7) 好ましくない娯楽場、飲食店などへの出入りはしないこと。

11 火気の取り扱いについて

教職員監督時以外は、生徒による火気の取り扱いは行わない。

- (1) 生徒は勝手に火気の持ち運び・灯油の注入及び点火等の操作をしてはならない。
- (2) 各教科学科で火気を使用する場合は、必ず担当教師の指示立ち会いの下に使用すること。
- (3) 火気周辺は常に整理整頓に努め、引火性物質を置かないこと。
- (4) 教科外活動、部活動等のため火気を必要とするときは、指導（顧問）教師付き添いのある場合に限り許可する。
- (5) 他の暖房器具・電化製品を持ち込まないこと。

アルバイトに関する規定

1 長期休業中以外について

学習・補習、部活動等の教育活動・学業優先を推奨するが、例外として、以下に該当する場合には許可する。

(1) 家庭の経済状況により事情があり、次の①、②のいずれかに該当する場合。

- ① 奨学金等の受給。
- ② その他、保護者からの申請理由。

(2) 次の①～⑤を遵守すること。

- ① 仕事内容が高校生としてふさわしい。
- ② 夜8時以降は勤務しない。
- ③ 定期考査等の1週間前から終了前日までの期間中は勤務しない。
- ④ 学習・補習、部活動等の学業を優先する。
- ⑤ 本校生徒として責任ある行動をとる。

(3) 次の①、②の場合は担任へ連絡すること。

- ① アルバイトを辞めた場合。
- ② 次年度もアルバイトを継続して行う場合（年度当初）。

2 長期休業中について

以下に該当する場合に許可する。

- (1) 仕事内容が高校生としてふさわしい。
- (2) 午後8時以降は勤務しない。
- (3) 補習・部活動等の教育活動・学業を優先する。
- (4) 本校生徒として責任ある行動をとる。

3 許可手続き

- (1) 通年は申請願、休業中は許可願を担任に申し出て、用紙をもらう。
- (2) 保護者同意の上、用紙に必要事項を記入して担任に提出する。
- (3) 校長の承認を得て許可証を発行する。
- (4) アルバイト先の担当者から押印してもらったアルバイト届けを担任に提出する。

車両等の運転に関する諸注意

- 1 自転車に乗る際は交通法規を遵守し、確実な運転で交通安全に努める。
- 2 冬季の自転車使用は禁止する。
- 3 バイクの運転免許取得は禁止する。

運転免許取得に関する規定

- 1 四輪自動車の運転免許取得の条件は次のとおりとする。
 - (1) 進路が決定していること。
 - (2) 学業成績上問題がないこと。
- 2 自動車学校入校許可時期
 - (1) 自動車学校への入校は、進路が内定してからとする。
 - (2) 進路未決定者については、2学期期末試験終了後に入校を許可する。
- 3 自動車学校入校手続き
 - (1) 保護者と共に「自動車学校入校許可説明会」に出席し、事前指導を受ける。
 - (2) 「自動車運転免許取得許可願・自動車学校入校許可願」をHR担任に提出する。
 - (3) 許可証は、校長の許可を得てから本人に交付する。
 - (4) 自動車学校への入校手続きは許可証を持参して行う。
 - (5) 入校日時が決定したら、HR担任に報告する。
- 4 免許取得後
免許証は保護者が管理し、生徒が運転するときは必ず保護者が同乗して一切の責任を負うこと。但し、登下校時の生徒の運転は禁止する。
- 5 その他（留意点）
 - (1) 自動車学校での受講は平日の放課後か長期休業中とする。学校の学業を優先させ、欠席、欠課をして自動車学校へ行かないこと。
 - (2) 仮免許・卒業検定及び本試験は「事故欠」扱いとする。
 - (3) 定期考査の1週間前から終了時までには自動車学校へ行かないこと。
 - (4) 自動車学校へ通う途中及び受講中は、本校の生徒として責任ある行動をとる。

令和7年7月22日改正